

ジョン万のふるさと土佐清水



つすば

第57号

2006年
平成18年5月1日

市議会だより

発行・編集／土佐清水市議会議長 武藤 清 〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号 TEL:0880-82-1112 FAX:0880-82-1122

第3回さくら祭り 4月9日 つすば桜公園



3月定例会

- 議案の議決結果 2 P
「土佐清水市助役を置かないことを定める
条例の制定について」を可決
- 陳情の審査結果・意見書 3 P
- 一般質問に12人が登壇 4 P
- 委員長報告 15 P

定例会の概要

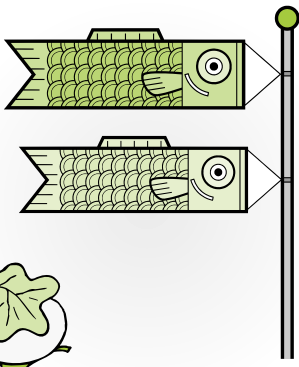
3月定例会は、3月7日に開会し24日まで18日間の会期で開催されました。

この定例会では、市長提案の議案第6号「平成18年度土佐清水市一般会計予算について」など議案48件が提出され、初日に先議し可決した4件を除く44件については、17日の総合審査会終了後、それぞれ所管の委員会に付託され、20日・22日開催の委員会で審査が行われました。

一般質問は、13日から16日までの4日間行われ、18人の議員中12人の議員が登壇し、議案第35号「土佐清水市助役を置かないことを定める条例の制定について」の議案質疑など、さまざまな角度からの質問戦が展開されました。

最終日には、各常任委員会委員長から委員会の審査結果が報告された後、採決の結果、44件すべて原案のとおり可決しました。

このほか市長提出の議案2件、同意案「監査委員の選任について」及び議員提出の市議会議案2件が追加上程され、いずれも原案のとおり可決・同意されました。



議案の議決結果

◎市長の提出議案

- 議案第1号 平成17年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第2号 平成17年度土佐清水市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第3号 平成17年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第4号 平成17年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)について

- 議案第5号 平成17年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第6号 平成18年度土佐清水市一般会計予算について
- 議案第7号 平成18年度土佐清水市水道事業会計予算について
- 議案第8号 平成18年度土佐清水市老人保健特別会計予算について
- 議案第9号 平成18年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成18年度土佐清水市介護保険特別会計予算について
- 議案第11号 平成18年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成18年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第13号 土佐清水市三崎田園公園設置条例の制定について
- 議案第14号 土佐清水市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の制定について
- 議案第15号 土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 土佐清水市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 土佐清水市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 土佐清水市議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 土佐清水市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号、議案第20号は全会一致で可決されました。

議案第21号 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
賛成多数で可決されました。

- 議案第22号 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 土佐清水市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 土佐清水市共同生産作業所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 土佐清水市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 あしずり港交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 土佐清水市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

陳情の審査結果

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、次のとおり決定しました。

委員会名	件名	審査結果
経済建設	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情	採択

意見書

次の意見書を関係省庁等に提出しました。

❁出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

(要旨)

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき、
(1) 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。

(2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき、現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

❁食料自給率向上のための意見書

(要旨)

国民が安心して生きていける食料を国内生産で確保することが可能な体制を整備すること。一次産業の割合の高い地域が食料生産で生き残れる対策を強化すること。



議案第28号 土佐清水市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号 土佐清水市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号 土佐清水市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号 土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号 土佐清水市助役を置かないことを定める条例の制定について
議案第36号 土佐清水市立水産加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 土佐清水市地域食料供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号 観光事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
議案第39号 土佐清水市国際交流の館ジョン万ハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第40号 高知西部環境施設組合の解散について
議案第41号 高知西部環境施設組合の解散に伴う事務の承継について
議案第42号 高知西部環境施設組合の解散に伴う財産処分について
議案第43号 幡多広域市町村圏事務組合規約の変更について
議案第44号 第6次土佐清水市総合振興計画(基本構想)について
議案第45号 こうち人づくり広域連合規約の変更について

議案第46号 土佐清水市立保育所を四万十市、宿毛市及び大月町の住民の使用に供させること並びに当該市町立保育所を本市の住民の使用に供させることについて
議案第47号 財産の取得について
議案第48号 土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第50号 高知県市町村総合事務組合から高知西部環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
議案第22号〜議案第50号は全会一致で可決されました。

同意案第1号 監査委員の選任について
全会一致で同意されました。

議案の提出議案
議案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

議案第2号 食料自給率向上のための意見書の提出について
議案第1号及び第2号は全会一致で可決されました。

一般質問

岡崎 宣男 議員

【答弁】 南海地震対策

1 南海地震対策について

○中浜旧ごみ処理施設の耐震強度・ダイオキシン対策は十分か

○災害時等の事故発生時の責任は土佐清水市にあるが法的根拠問う

○地元ラジオを活用した通信手段の確保と不感地帯の実態把握はなされているのか

○三崎地区の津波予想潮位は大幅に変更された。

住民には周知徹底したか、変更前後の対応はいかになっているか

○避難場所に照明設備を整えてはどうか

2 組織機構の再編合理化に伴う支所廃止問題について

○3支所の業務内容・来所人員の比率を問う

○地元住民の理解はなされたか

○支所廃止は地域福祉の後退と行政サービスの低下になるがいかがか

○支所廃止についての検討時間ほどのくらいか

○支所廃止を計画しているが、強く計画中止を求める

昭和63年に建設の当施設は、昭和56年改正された新基準に基づいて設計・建設されており、耐震強度は確保されているものと認識している。

万一倒壊した場合は、直ちにシートなどで覆い、飛散防止を講じ、その後は廃掃法等のマニユアルに沿って早急に処分する作業にかかる等、しかるべき対処が必要だと思っております。

ダイオキシン類等については、平成元年から現在まで定期的な分析調査を実施している。現在は簡易水道水源ほか、水質、施設周辺の土壌、及び中ノ浜漁港内外の魚介類の分析調査を行い、監視委員会にて調査報告をしているが、すべて環境基準値及びEJ基準値に適合した値で推移している。

施設が原因で他人に損害を及ぼした場合の法的責任については、国家賠償法、第2条に「道路、河川その他の公の营造物の設置または管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」また「土地の工作物等の占有者及び所有者の責任」について民法第717条に定められており、責任があると認識している。

災害発生時におけるラジオの役割りは十分認識している。現在、市内での難視聴地域は10カ所程度あり、NHK高知放送局が避

3月13日・14日・15日・16日に本会議を開催し、12人の議員が一般質問を行いました。それぞれの質問・答弁の中から、紙面の都合上、要旨をお知らせします。

難場所等における受信状況について調査することとなっている。この調査結果を受けて検討していきたい。

津波高の住民への説明は、自主防災組織設立の取り組みの時にやっている。

三崎地区は県下でも最大の津波高となっており、再度住民への周知について、三崎各地区の地区長や自主防災組織・消防団・婦人会等に説明や学習の機会を設けていただければ、住民への情報を提供していきたい。



三崎支所

避難場所の夜間照明の整備については、太陽光による照明設備は、1基100万円程度かかることもあつて、直ちに整備といかないのが実情

であり、今後の検討課題としたい。

津波対策としては、避難を第一に避難路と避難場所の確保、自主防災組織の設立等に力を入れてきたが、この度、県より清水港沖への防波堤設置と越地区への堤防のかさ上げについて説明があつた。このことにより、避難時間の確保ができると思われるが、その他の地域はハード事業は不可能であり、今後も避難を第一に取り組んでいく。

組織機構の再編合理化

支所の業務は、住民票・戸籍謄本・印鑑証明などの発行・住民異動・印鑑登録・国保・軽自動車登録などの窓口業務を中心に、各種相談ごとなど多岐にわたっている。

検討委員会は4回行い、1回当たり2時間から3時間審議を行った。支所について審議した具体的な時間は議事録にはないが、30分から1時間程度審議を行ったとの報告を事務局より聞いている。

支所の統合については、行政改革検討委員会より「支所の廃止を視野に入れながら、郵便局への委託や自動車で職員が各地区を回る出前サービスなどを検討しては」との意見があつた。これを重く受けとめ、庁内で協議中であり、その結果に基づいて地域住民と話し合い理解を求めて行く。



安田 芳秋 議員

1 議案第35号について

○ 助役を置かない議案であるが、危機管理をどうこなしていくのか

2 三位一体の改革について

○ 平成18年度予算編成に当たって、どのような苦労があったか

○ 合併について

合併した市はどうか、また本市の考えについて

3 義務教育と塾のあり方について

○ 義務教育は無償なのに教育に金がかかるのはなぜか

4 日の丸と君が代について

○ 小・中学校の入学・卒業式は実施しているか

5 農業の振興対策について

○ JA高知はたのあり方について

○ 本市農業の振興について

6 喫煙室の設置について

【答弁】

議案第35号

○ 現在、助役不在の自治体は全国で22、そのうち市では4ある。

昨年7月、助役が退任して以来約8カ月間は、三位一体改革への対応や行財政改革など課題は山積していたが、庁内一丸となって前進してきた。

現在、地方自治法改正の審議の中で、平成19年度から副市長（助役）が収入役の役職を兼務する案が検討されており、その推移を見た上で対応していくが、行財政改革を推進し、三位一体改革を乗り越えるためにも本年度中は助役を置かないこととした。

三位一体の改革

○ 昨年末の各課からの一般会計の予算要求額は、90億3400万円。各課からの予算要求をもとに、まさに骨身を削る予算査定となった。

○ 新年度予算編成は、基金を取り崩さない方針で取り組んでいたが、残念ながら4000万円の取り崩しとなったものの、県下9市の中でも最も取り崩しは少ない額となり、何とか第1次の三位一体改革はクリアしたと考えている。

○ 市町村合併については、黒潮町、四万十町の誕生により県下の自治体は35となり、一段落となる。

○ 今後は、これから10年後ぐらいを一つの目安に、例えば県下を3または6自治体の大規模合併への基本合意を取り付けた上、財政問題等から当面近隣市町村との小規模合併も必要と考えている。

義務教育と塾

○ 学習塾は、子どもたちやその保護者の学習要求にこたえ、学校教育の補習や特定の学校経営方針を持つ学校への入学準備のための教育を行っていること認識している。学習塾は、子どもたちの教育要求、一定保護者・社会の教育要求にこたえるかたちで存在するものと認識している。

○ 本市の場合、学習塾に通塾させる保護者等の一般的な動機として、①

学力の確実な定着を図るためには、家庭での自主勉強としての予習復習が大切であり、その家庭での予習、復習の自学学習を学習塾でお願いする。②子どもの希望・保護者の希望で学校の教科書での学習以外により高いレベルの学力を習得するために通塾させる。③特定の私学の中学校・高校の受験を目指して通塾させる。④学校の授業で遅れがあり、それを補うために通塾させる。以上のような思いがあるのではないかと推測している。そして学力向上に一定の役割を果たしていると評価している。

○ 私塾は公的保護や援助を受けないかわりに、憲法の規定と公共の福祉に反しない限り、教育の諸法規に直接拘束されることなく、経営者の自由裁量によつて営まれている。

○ 義務教育は統一された目的を持ち、教育の機会平等と無償を法律で約束しているのに対し、塾は市場の論理により、教育の機会不均等と有償という現実の中で、多種多様な目的と形態の中で活動している。

○ したがって、塾のあり方といった問いにこうだといった答えを出すのはできにくいように思っている。

日の丸・君が代

○ 16年度入学式、卒業式における国旗の掲揚、国歌の斉唱の実施については、小学校12校、中学校6校18校全校で国旗を掲揚し、国歌を斉唱している。

○ 今後教育委員会としては、学習指導要領の趣旨に沿って指導をしていきたい。

○ 日の丸、君が代については、平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律として公布され、長として深く重く受け止めている。

農業の振興対策

○ 農業をとりまく環境は依然として厳しい状況が続いており、JAの経営においても極めて深刻な問題が生じている。

○ 「JA高知はた」では、昨年の10月に開催された臨時総代会で再構築方針案が承認され、本市では、5月から下ノ加江出張所が事業所に格下げ、清水出張所と下川口出張所が廃止になるが、営農面では、営農指導員の配置が幡東営農センターから西部営農センターに配置がえとなり、三崎支所に2名の営農指導員が常駐することとなるので、生産農家に対する営農指導面で距離が近くなり、作物の選定、病気対策、情報の収集等、細部的な対応の向上が図られる。



JA高知はた三崎支所

○ しかしながら、市民が自宅等において日の丸を掲揚することは、個人の考え方、心の持ちようなので強制することにはならないと考えている。

信用・共済事業等では、ふれあい渉外担当職員が農家を巡回すると聞いており、今後、市の農業指導員との連携も密にすることで生産農家と密着した対応を図る。

○ J Aへの米の供出量が減少傾向にあるが、最近、民間業者がJ Aよりも高額で買い取る事例が発生し、農家のJ A離れの兆候が出てきているので、抜本的な取り組みが必要となっている。

農業参与会は、県農業振興センター・J A高知はた・市のメンバーで本市農業振興に係る協議を重ね、これまで、早稲米・サトウキビ・ヒペリカム・防風対策樹の対策など研究課題として取り組んできた。今後も3者が一体となった取り組みに努める。

このたび、本市の気候風土を生かした新たな特産品開発場所として、四万十森林管理署が管理している大岐茶屋駄場の土地を購入、永田農法を導入し、新作目の試験・実証ほ場と産地化の形成を目指し、完熟芳香パインの規模拡大やブルーベリー・プルーン・高糖度タマネギなどの栽培実証と技術の普及、またI・Uターン者を含め、新規就農者育成の場として活用していくとともに、新たな観光スポットとして、農業体験が実感できる観光面での付加価値の向上と効率的なP Rの展開を図る。

○ 県は、本市が酒米として「一本」生産時には県の推奨米でないことから補助を含めノータッチで、本年度より推奨米である「風鳴子」の生産を始めると、タッチはしてくれないもののJ Aを通さなくてはならず、結

果として生産者の所得は減少した。しかしながら、生産者の所得向上等のためには県・J Aの協力が必要であり、農業振興のため連携を強めたい。

喫煙室の設置

○ 消防法上の規定もクリアしたことから、旧市民体育館に、市民・職員が利用できる喫煙室の設置を検討したい。

永野 修 議員

1 おばやん工房について

○ 「おばやん工房」の設置目的と課題
○ 市民の働く場の確保と産業育成について

2 観光振興について

○ 臼磑の老朽化した観光施設の修繕計画について

3 観光専門職員の雇用について

○ 地上デジタルテレビ放送について

○ デジタルテレビはいつから見えるようになるか

○ デジタル化に伴う費用負担と公的支援について

4 清水第三土地区画整理事業について

○ 区域外となる関係者に不利益を与えてないか

○ 補償問題をどう考えているのか

○ 資金計画は大丈夫か

【答弁】

おばやん工房

○ おばやん工房は、県の女性の社会参画事業を導入し、平成14年度から取り組んでいる。

設置目的は①未活用公的施設の活用。②地場産品を活用した特産品の開発並びに販売。③女性の所得獲得機会と新たな雇用の場の創設による女性の社会参画の促進で、これまでに、かます生ふりかけ、めじかのそぼろ・うま煮、魚の燻製、あしずり完熟パインを製品化し販売をしているが、平成18年度をもって補助事業は終了する。

今後の課題は、特産品開発商品については、ややもすれば事業の終了と同時に消えてしまう等の事例が多く、今後も継続して製造・販売されていくことが、当たり前ではあるが大変重要なことだと認識している。

○ かます生ふりかけなどは、土佐のいい物おいしい物発見コンクールで優秀賞なども受賞しており、今後は、土佐食の販売網や本市ホームページ等を活用して販売促進を図り、雇用の場となるよう支援したい。

雇用の場の確保は、中・高校生議会等でも再々要請されているものの、少子高齢化が進行する本市にとって最重要課題と認識している。

子育て支援、若者定着には雇用の場が必要であるが、本市の立地条件等から企業誘致は難しく、本市の基幹産業である一次産業とその関連事業の拡大が必要であり、大岐茶屋駄場を活用した特産農産物開発を図るなど、一人でも多く雇用がなされる

よう粘り強く取り組んでいく。
また、大型店舗の進出による雇用の場も活用したい。

観光振興

○ 臼磑展望所及び鵜の岬展望所は、設置後46年を経過し施設の老朽化が顕著であることから、設置者である高知県に鵜の岬展望所の修繕を要請し、平成18年度に行いたいとの意向だ。

○ 本市へのインターン・Uターン者の中には観光ボランティアとして観光案内等を行っていたりしている方もいて、本市観光振興に大きく寄与していると考えている。

観光専門職員配置については、商工会議所や観光協会等への配置等を含め連携して検討していきたい。

地上デジタルテレビ放送

○ 本市でのデジタル放送への切り替えは平成20年度と予定されているが、デジタル放送受信対策研究会の報告では、アナログ放送終了の平成23年7月に、県内で約7%が電波エリア外となり、受信するためには共聴施設等の建設が必要となる。

また、既存のアナログテレビでは視聴することができず、新たにデジタルチューナー等の購入に伴い個人負担が必要となってくるので、4月に開催される市長会議に、これらの対策について議案を提出しており、今後もデジタル放送化に向け、市民が安心して移行できるよう情報を伝えるなど万全を尽くしたい。

清水第三土地区画整理事業

縮小計画には、市が単独事業で行う部分にまちづくり交付金事業の導入を計画している。交付率は、事業費の概ね10分の4を国から、残りは起債で充当することが可能となった制度であり、都市再生整備計画の作成と国土交通大臣の承認が必要とされている。

市としては、19年度から23年度完成を見込んだ5年間の都市再生整備計画書を作成する計画だ。

15年間にわたり建物等に制限を加えた上、このたびの計画縮小により区域から除外となった人には誠に申し訳ないと考えている。

補償問題については、盛岡の判例では同じようなケースで原告敗訴となっており、現状では補償する手立ではないと考えている。

今後10年間の完成は容易ではないが、行財政改革を継続して早期完成に取り組んでいく。



清水第三土地区画整理事業

事業の実施に伴う市単独の負担分16億円の財源確保については、これまでの予算編成での投資的事業における一般財源充当が約1億5千万円程度であることから見ても、大変厳しい数字であると認識している。しかしながら、この事業を完成させる最後の手段となる計画の見直しを行ったものであり、今後、庁内一丸となって創意工夫し、必要な財源確保に努めなければならない。

遠近 菊男 議員

1 本市における児童虐待の実態と対応について

○過去3年間の県下の相談件数、本市の実態を問う

○早期発見と初期対応は

○関係機関との連携は十分か

2 施設内における危機管理について(骨折事故を振り返って)

○危機管理の考え方と具体的方策は(新マニュアルは)

3 学校教育の中のゆとり教育とは

○教育の真の目的と教育効果を問う

○家庭での心の教育、情操教育は

4 本市の将来像と自立戦略について(依存から自立へ)

○新構想の実現で若者定着と活性化を図れ

○今後のかじ取りと市長の決意は

【答弁】

児童虐待の実態と対応

○高知県の児童虐待に関する通告件数は、平成15年度125件、16年度221件、17年度2月現在で232件、そのうち虐待認定件数は、15年度42件、16年度91件、17年度2月現在で123件となっている。

本市の虐待(疑い含む)対応件数は、15年度17件21人、16年度20件29人、17年度2月末日現在で14件19人となっている。

○学校や保育所、民生委員・児童委員、医療機関や保健師等が危険なサインを発見し、支援に結び付けていくことが、子どもの安全を守る「はじめの一步」となることから、広報「とさしみず」への掲載やそれぞれの会合の場に出向き、説明するなど啓発をしている。

関係機関や市民から寄せられる虐待が疑われる情報は、主に家庭児童相談室が受け付け、児童虐待防止マニュアルに沿って迅速な対応をしている。通告の結果、児童相談所で虐待認定となったケースは、個別検討会を開いて支援・援助方法について検討を行い適切な対応をしている。

施設内における危機管理

○しおさいでの危機管理については、基本方針や事業計画に基づき介護・看護等の業務マニュアルを作成して健全運営に努めている。

新マニュアルは、昨年の骨折事故後、事故予防やクレーム対応についての具体的かつ明確な手引きが必要と考えており、施設内委員会での討議や外部からの講師招聘による研修会を開催し、職員の意識改革とあわせて、この事故予防・クレーム対応

の新マニュアルづくりを検討している。



特別養護老人ホーム『しおさい』

ゆとり教育

○子どもたちがゆとりのある学校生活を送れるようにするとともに、各学校が創意工夫を生かした教育活動を充実させるための「ゆとりの時間」が導入された。その「ねらい」は、①みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、問題を解決する資質・能力の育成②学び方や物の考え方を身につけ、問題解決や取り組む態度の育成③各教科等で身につけた知識・技能を相互に関連づけ、学習生活に生かす。こうした成果を基に、変化の激しい社会において、子どもたち一人一人がみずから個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい未来を切り開く力、みずから学び考える力など、「生きる力」の育成を図ることをねらいとしている。

○各学校の取り組みについては、一定評価できる部分もあるが、不十分

な所もあり、今後も学校現場と意志疎通を図りながら取り組んでいきたい。教育の目的は、教育基本法の趣旨を尊重し、進めなければならぬと認識している。そのためには「生きる力」をいかに育てるかだと思ふ。「生きる力」を育てるためには、結果を覚えさせる教育から、学ぶ意欲と学び方を重視した教育に変えていく。そのためには、子どもの生活に「ゆとり」が必要と認識している。

教育の基本は家庭であり、家庭には「子どもをしっかりと育てる」という働きと温かな姿勢で子どもの心や体にエネルギーを補給する」という二つの働きがあると思っている。

核家族化、保護者の自覚不足、家庭崩壊、人間関係の希薄化、地域とのつながりの弱さ等、今の社会情勢の中で家庭の教育力が一般的に弱くなっている。家庭だけにまかすきれない場合も多々あり、学校教育以前の問題で学校現場が厳しい対応を迫られているケースもある。それをどうカバーしていくのが、学校・行政・地域の大きな課題であり、連携を密にした取り組みが必要であると認識している。

本市の将来像と自立戦略

市町村合併については、当面、自立を余儀なくされており、三位一体改革を乗り切るため行政改革を推進してきた。しかしながら、本市の歳入において大きな比重を占めている特別交付税は合併自治体への配分が多く、そのあたりから本年度の本市への交付は対前年度6・9%減となった。

今後交付税は厳しくなることが想定されるが、今議会へ提案した第6次総合振興計画を指標として、三

位一体改革を乗り越え市民が安心して暮らせる市政の確立に努めていく。少子化対策、若者雇用の場の確保としては、土佐食の増築により30名の雇用につながっており、今後、大岐茶屋駄場を活用した特産品開発や新たな上水道水源地工事費として3年間で約10億円の投入を予定しているなど、本年度予算における投資的経費は平年を確保している。

今後は、本市の主要産業である一次産業とその関連産業、また観光産業等と連携して活性化を図っていく。観光客の減少傾向には一定の歯止めがかかったので、今後は団塊の世代の退職者を本市観光と結びつける戦略を強め、マスコミ等を活用して100万人観光復活を目指したい。大型量販店の本市進出計画について、市として阻止する手立てはないことから、賛成・反対の論議よりも、現在市外へ流出している消費を市内にとどめるとともに、雇用の場としての活用など市勢活性化につなげたい。

仲田 強 議員

1 広告ビジネスを本市の新たな財源に

○ 税収の減少など財政難に直面している中で、従来の歳出削減一辺倒から自治体みずから稼ぐため、市役所ホームページでのパナー広告の有料掲載を図ったかどうか。

また、広告ビジネスとして、市が所有する公共施設や車両、市が発行する印刷物等々を利用して広告収入を図ったかどうか。広報誌

の広告実績を問う。

2 ジョン万ハウスが閉館となるが、今後の再利用の計画を問う

○ 普通財産となったら、財産処分を考えているのか。納入時の価格、現在の固定評価額、建物撤去費等を問う。

○ インターネットを通じて市有地公募売却事業があるが、本市でも活用を図るべきと思うかどうか。

〔答弁〕

広告ビジネス

横浜市は、財政力・予算規模・人口等、本市と比較できないほどの自治体であるが、本市では、市広報への広告掲載料として16年度100万円、17年度121万円と県下でもダントツであり、率で言えば横浜市を凌駕している。

ホームページへの広告掲載は、18年度からの内容切り替え時にあわせて募集したいと考えており、公用車への企業名の広告掲載については、市民感情等総合的に勘案して検討したい。

広告ビジネス担当者の配置については、既存の係で対応したい。

ジョン万ハウス

○ ジョン万ハウスは、本年3月末をもって閉館し、展示物等については、海の駅に移設することとしている。

今後ジョン万ハウスについては、再利用計画がなければ、普通財産として処分も可能であり、最終的には売却を含め処分していくことになるものと思っている。

○ 市有財産については、基本的には売れる物は売り、活用できる物は活用して稼がたいと考えており、下ノ加江等の土地についてはホームページの活用も検討したい。



旧ジョン万ハウス

土地・建築物の購入価格が昭和63年度に2400万円、平成元年の改良工事費が4800万円、設計委託料で200万円、展示品経費が1800万円、備品関係が300万円、総額で9580万円となっている。なお、建築年は昭和46年で、建築後34年を経過しており、平成元年に改修工事を行ったが、構造的改修は行っていない。

建物を解体するための経費は、約1千万円程度必要と推計している。また、土地については、固定資産評価額で見れば現在、約1300万円程度。今後、この財産処分については、早急に検討していく課題であると認識している。

旧ジョン万ハウスは、建物の状況から全国公募できる状況と考えておらず、足摺岬地区や旅館組合等と協議・連携し、有効活用を図りたい。

峯本 文男 議員

- 1 国民宿舎「足摺テルメ」について
 - 指定管理者制度移行による新役員体制と常務理事の人選について問う
 - 出資金の取り組みと見通しについて問う
- 2 上水道水源地移転について
 - 現在浦尻の水源地から供給している地区へ新水源からの供給について問う
 - 水源地の地元からの環境整備等の要望については、実施に向けた対応を要望する
- 3 助役の選任について
 - 「助役を置かないことを定める条例」の制定を提出し、18年度中は助役は置かないとしているが、19年度に入ったら直ちに選任するのか、市長の所見を求めめる。

【答弁】

国民宿舎「足摺テルメ」

○新役員体制は、理事8人（議員2人・市職員2人・常務理事1人・テルメ職員3人）、監事2人（議員1人・民間団体1人）の役員構成となっている。

○常務理事については、人選中であり決定には至っていないが、指定管理者として新しく船出する国民宿舎の経営に携わる常務理事は、少しでも早く決定することが望ましい。

○寄附金（出資金）については、開発公社は市から50万円の100%の比率で設立されているが、市へ50万円の増資を要請し、市100万円と理事に予定されている職員と、これに賛同する職員が100万円出資し、計200万円の寄附金（出資金）として、市50%・職員50%の出資比率としたい。



国民宿舎足摺テルメ

上水道の水源地移転

○現在は緑ヶ丘及び鹿島ヶ丘の高い所があるため、浦尻の配水管より、加圧により送水しているため、新水源地完成後に可能かどうか検討する。

○地元からの環境整備等の要望書は22項目あり、回答のとおり、地元は誠意を持って対応していく。平成18年度から補助事業が確定し、約3年間で完成に向けて取り組んでいく。

助役の選任

○地方交付税の削減、行政改革の継続等により地方自治体を取り巻く環

境は、今後さらに厳しく、市政運営は生易しくないと認識しており、助役を選任しないことは大きな負担と覚悟が必要であるが決意した。

○市民に不安を与えないよう、事務が滞らないよう、今後も職員との意思疎通を図り、常に緊張感を持って物事に取り組み、また積極的に市民との対話も行いたい。

○19年度については、地方自治法の改正を見て対応したい。

岡林 幹造 議員

- 1 平成18年度の財政運営について
 - 地方財政は極めて厳しい財政運営に迫られており、本市の一般会計予算は、平成元年度以来の80億円台の規模である。予算は、市民の台所に直接関連し市民経済にも大きく影響する。
 - 地方税収入、地方交付金の原資の獲得と今後の市民要求に対しての見解を問う。
- 2 大岐茶屋駄場活用と観光農園について
 - 観光農業としての特産品づくりの拠点に取り組み。また、農業青年の新規就農の場としての雇用対策にも対応せよ。これらの見解に対しての所見を求めめる。
- 3 大型店の進出に対する対策と地元商店の振興対策について
 - 四国最大の大型店の進出は本市の商店には壊滅的な打撃を与える。

【答弁】

財政運営

○第6次総合振興計画は、これまでの計画の総括と三位一体改革等による地方交付税の大幅削減などの克服に向けて作成し、今後はその実現と行財政改革の成果を本市産業の三本柱である農業・水産業・観光業の振興と少子高齢化対策に全力を尽くしたい。

○行財政改革の推進により、第1次

- 4 休園・休校の公共施設の有効活用の取り組みについて
 - 休園・休校の有効活用は、地域活性化と発展には最も必要で重要な課題でもある。関係住民との連携と地理的条件を生かした活用計画を問う。
- 5 市道あさひヶ丘1号線の改良について
 - 市道の最大勾配は18・9%であり、自動車の通行には危険な状況にある。現在の世帯数は45世帯、人口も年々増加の傾向にあり、市道の通行量は増加している。事故が発生する危険性があり、万一重大事故が起きた場合の、市としての管理責任についての認識と今後の改良について明確な対策を示せ。

新たな商業施設、地域の特性を生かした商店街づくりを真剣に検討する必要がある。商工会議所はじめ商店組合とも連携を密にして、中央町をはじめとする商業活動の再生にどう対処していくのか。中長期的な見解を問う。

三位一体改革はクリアした。新年度予算編成に当たっては、「新たな住民負担を求めず、サービスの維持は堅持する」を基本姿勢に、就学前までの医療費無料化、奨学資金の充実、低所得者に対する介護利用料の助成など本市独自のサービスは堅持できた。

86億円の予算規模は、本市の力量に見合ったものと考えており、今後も議会・市民と協働し、知恵を集めて頑張っていきたい。

大岐茶屋駄場の活用

大岐茶屋駄場の活用については、本市独自の気候風土を生かした農産品の開発を図りたいと考えている。

当地区は、大岐の浜が目の前にあり、足摺・竜串等への観光の休憩所となり得る可能性もあること、そして現在の観光ニーズが体験型を求めているという観点から、将来的に農作業を体験できる農園の整備をはじめ、現在栽培している「完熟芳香パイン」の規模拡大を行い、パイナップルをはじめとした農産物等を販売できる直販所を整備し、新たな観光スポットとして整備をしていく方針だ。

この条件整備については、全体的な整備計画を踏まえて補助事業の導入が不可欠であるが、財源的な問題もある。当面は、現在、本市が進めている永田農法を取り入れ、新たな特産品開発場所として、新作物の試験、実験ほ場と産地化の形成を目指すこととし、ブルーベリー・ブルー・スイートコーン・高糖度タマネギなどの栽培実証と技術の普及、またイターン・Uターンを含め、新規就農者育成の場として定住の促進を図り、将来的な経営収支を積算す

るなど、関係機関及び関係者により有効な活用を推進する。

大型店の出店

大型店の進出に関しては、市がその立地を規制・調整する機能をもたないことから、店舗の規模をはじめとする概要についても、未だ明らかになっていない。

この大型店進出の動きに対しては、地元の小売店を抱える商工会議所が中心となって、情報交換やその対応についても協議がされており、中心商店街への影響、市内の年間販売額の推移など、多角的なシミュレーションのもと、危機感を持って検討が行われている。

担当課としては、評価が分かれるこの問題については、大型店の進出が正式に決定し、その全容が明らかになるまで慎重に動向を見極めたい。その中で、商工会議所・商店関係者と連携を密にして、地元商店の振興にできる限りの支援を行っていき

公共施設の有効活用

現在4校が休校、また平成18年度から貝ノ川中学校が休校となる。これら学校施設は、教育施設としての再活用が図ればよいが、大変困難なことである。市全体での活用方法の検討が必要不可欠と考えている。

今後の取り組みとしては、広報等を活用した提案型プロポーサルや検討委員会準備会の取り組みなど、これらの状況を踏まえて検討していきたい。

また、休校舎の一次的利用については、現状のまま使用許可することができ、継続的利用については廃校後の利用となる。建設時に国庫補助金を受けているので用途によっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、経過年数に応じた補助金の返還義務が生じるので、法をクリアできるように立地条件を生かし地域の活性化が図れる活用、若者・高齢者が集えるような活用も検討しながら転用を図っていきたい。

廃園は5カ所、休園施設は18年度には5園となる。

廃園となった5カ所のうち2カ所が区長場・教育センターとして活用している。

休園の5園については、地区役員や保護者の意見を聞き活用しているところや、区長に地区の意見の取りまとめを要請するなど、今後の活用について検討している。

休園となつた保育所は、統合の覚書により最低1年間は休園扱いとし、今後の施設活用については関係地区の意向も聞きながら決定するなどとしており、事前に意向を確認し、実績や計画のあるところは通電・通水を継続している。

施設活用の内容はさまざまだが、いずれも地域住民の活用が場、高齢者の集える場として活用していただくよう働きかけを続けている。

公共施設の有効活用

現在の旭ヶ丘団地と国道との高低差は46メートル、距離は270メートル、最大勾配は18・9%となっている。

市道あさひヶ丘1号線の改良については、旭ヶ丘団地の北側から以布

利方面の国道に接続する案は、東側の山が急峻なため、過去に議会の質問の中で、「困難」との判断をした答弁がなされるなど、改良に向け検討しているものの膨大な費用を要することから抜本的な改良は困難であり、滑り止めや退避帯を設けるなどの安全対策を検討している。



市道あさひヶ丘1号線

永野 裕夫 議員

1 少子化問題について

○学校給食の進捗状況と実施についての必要性を再度問う

○児童の登下校、児童だけの留守宅に対する安全面は守られているか

○防犯ボランティアのリーダー育成を充実すべきだと考えるが、所見を問う

を問う

2 地震・津波対策について

○三崎地区、下ノ加江地区の津波対策は万全か

○津波対策の避難地への避難道の整備を早急に対処すべきである

○津波・地震対策として非常袋を全世帯に配布すればどうか？

○浦尻地区の水源地を今一度整備し水不足を解消すべきであるが、どう対応するのか？

○グリーンハイツ1号線（浦尻側）の道路整備はどう進捗しているか？

○足摺岬公園線（西回り・東回り）の道路整備を早急に整備すべきと考えるが、所見を問う

【答弁】

少子化問題

○学校給食については、昨年10月保護者及び児童を対象にアンケートを実施したところ、様々な意見があった。

また、「清水の教育新生プラン検討委員会」の中間報告が、3月6日に提出された確認がなされている。「学校給食」を実施する場合、「学校統合」と「給食センター設置」を切り離しては考えられない。

基本的には学校給食は行うべきと認識しているが、児童数の減少傾向等を考慮すると学校統合問題と切り離すことができず、清水中学校の改築時期を一つの目安として検討していきたい。

○児童生徒の安全対策については、教育委員会としても、学校を通じて児童生徒の指導の強化や保護者への

注意喚起を促し、保護者も含めた不審者情報の共有化を図っており、また登下校における危険箇所の点検確認やマップの作成を要請してきた。

児童等下校後の家庭における安全対策については、それぞれの家庭がさまざまな事情を抱えており、委員会や学校の要請が通りにくいのが実情であるが、一人にしない方策、保護者同士で見守る、学童保育を活用するなど、地域で子どもを見守る体制づくりが必要と認識している。

登下校における子どもたちの安全管理の対応については、さらに通学路の安全点検、要注意箇所の把握など課題はあるが、複数及び集団登下校による方策の検討、危険予測や回避能力を高める指導、不審者情報の共有、警察との連携を図らなければならない。



市道グリーンハイツ1号線

○登下校は学校外のことであり、学校や行政では一定限界があることから、なによりも地域で子どもたちを

守る対策が大きな威力となると認識している。そうした理由からも、協力していただける方の組織化を図らなければならないと考える。

例えば、老人クラブへの協力要請やスクールガードの委嘱など、それぞれの学区での防犯ボランティアの育成を図ることが大切で、教育委員会としても学校と連携しながら取り組む必要があると考えており、組織化や育成に当たってどのような対応や支援ができるか現段階では明確に示すことはできないが、ハードあるいはソフト面を含めて関係機関とも連携を深め、地域の子どものための健やかな成長を支援する対策を積極的に講じていきたい。

地震・津波対策

○三崎・下ノ加江地区は、災害に対する関心が高く、自主防災組織の取り組みもいち早く行い、下浦地区は平成11年度、三崎浦地区は13年度に設立を行い、一時避難場所の選定、避難場所誘導看板の設置、津波水位表示の設置、避難路の整備等を行い、避難訓練を実施してきた。

特に、県下で最も高い津波が想定されている三崎浦地区については、自主防災組織の見直しや、地区役員等による避難場所の整備などを行い、避難訓練についても定期的に行っている。

三崎・下ノ加江地域などにおいては、ハード事業は不可能であり、避難道と場所の確保に特段の配慮を行いたい。

○津波の避難道整備については、越地区の一時避難場所となっている「つじヶ丘公園」に通じる市道越前町1号線の法面の整備を平成16年度、17年度の2カ年で実施。元町等の一

時避難場所となっている蓮光寺裏山の通称「寺山」に通じる斜面を17年度から3カ年事業で実施。

この避難道整備関連事業として、来年度から3カ年で小江町の八幡宮裏山の斜面が急傾斜地崩壊対策整備事業として採択され実施予定となっている。また、簡易な整備としては今年度、旭町・市場町・戎町の3地区の避難路に、地元要望により「手すり」の設置を行っている。引き続き来年度についても必要な箇所については設置していきたい。

○グリーンハイツ1号線は、昭和49年の民間宅地開発により設置されたグリーンハイツ団地を一周する道路であり、道路勾配もきつく、側溝の構造は蓋掛けでない上に、道路開設時から30年を経過し老朽化により路面等が痛んでいる。このため、根本的な道路改良が必要と認識しており、今定例会に当路線の道路改良予算を計上している。また、当路線は全体延長が長いことから、継続して道路改良を進めていきたいと考えている。

○県道足摺岬公園線西回りの道路延長は13キロメートル、改良率は87・5%となっている。残りの未改良区間は、松尾から大浜間の4400メートルとなった。現道が足摺宇和海国立公園の特別保護地域と第1種特別地域になっており、現道改良が困難なため、バイパス工区として、延長1860メートル、うち1070メートルのトンネルが計画され、地元説明会も開催し事業化に向けた取り組みを関係機関と一体となって進めている。今後も早期に工区設定が図られるよう県に要望していく。

○浦尻水源地の水量低下は、グリーンハイツの人口増などにより、水道使用量が増えたことと、昨年度は長

期間雨が降らない日が続いたことだと考えている。
 今後このような事態が予想されるので、もう1カ所、浦尻地区に水源確保のため水源調査を平成18年度に実施する。

岡林 喜男 議員

1 国民健康保険税等について

○ 加入世帯・滞納世帯数、資格証明書・短期被保険者証の発行数を問う
 ○ 定率減税縮小、各種控除縮小や廃止により影響を受ける世帯数と内容等を問う

○ 資格証明書の発行を抑え、誰もが払える国保税、利用できる「使える」国民健康保険証に対する取り組みと改善を求める

2 障害者自立支援法について
 ○ 支援費制度から自立支援法に変わり、どこがどう変わるか
 ○ 市町村が責任を持って施策の円滑な運用と具体的配慮を求める

【答弁】

国民健康保険税

○ 国民健康保険の加入世帯は、平成17年度5421世帯。
 国保税の滞納世帯数は、平成17年度533世帯。

○ この中で、資格証明書の交付世帯数は、延べで、平成17年度289世帯。

また、有効期間を短縮した短期証の交付は、延べで、平成17年度728世帯となっている。

○ 税制改正の影響は、公的年金の控除額が140万円から120万円に縮小されることで、新たに国保税の所得割が算出される方や、所得割の額が増える方が出てくる。

また、これまで7割・5割・2割の国保税の軽減を判定する所得が増額となることで、軽減額が変更される場合によっては軽減の適用外となるなどの影響が生じることとなる。

○ 国保税の軽減については、最大で約400人の年金受給者の方々が影響を受け、その軽減額がおおよそ400万円程度減少するのではないかと推計している。

○ 介護保険への定率減税の縮減、控除の縮小や廃止による影響は、本人あるいは世帯について、これまでは非課税であった者が、課税者になるという影響があり、第3期介護保険事業計画を策定するに当たっては、平成18年度、被保険者6101人のうち、656人の方が影響を受けるものと見込んでいる。

○ 税制改正により、すでに前年所得125万円以下で65歳以上の非課税であった高齢者が、18年度から諸控除の状況によっては、市県民税が課税される。このことにより、約700人の課税人数増が予想される。

○ 単純に基礎控除、配偶者控除のみで計算すると、年金収入260万円では、市県民税は単身者で5万3900円、夫婦世帯で3万8700円になり、また給与収入204万円では、市県民税は単身者で4万6900円、夫婦世帯で3万1600円になる。

○ 0円、夫婦世帯で3万1600円になる。

○ 国民健康保険などの社会保障制度は今後も維持・充実が必要であり、市長会を通じて国保税のあり方や減免制度の創設及び財源措置について要望している。

○ 資格証明書や短期証については、滞納者の生活実態を把握し、十分コミュニケーションを図った上で納税指導を行い、なおかつやむを得ない場合は発行せざるを得ないと考えており、市民全体が納得する形で取り扱っていきたい。

障害者自立支援法

○ 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系については、現行の居宅サービスと施設サービスの2体系が、居宅介護（ホームヘルプ）などの介護給付、自立訓練や共同生活援助（グループホーム）などの訓練等給付、移動支援等の地域生活支援事業の3体系に整理され、サービスが一元化される。

○ 利用者負担は、所得に着目した応能負担から応益負担に変わる。サービスを利用すれば、原則1割を支払うこととなる。ただし、所得に応じて4区分に分かれ負担額が定められている。その他3年間の経過措置として、入所者等の個別減免と社会福祉法人減免があり、3年の期間終了までに実態調査をして内容を再検討することとなっている。

○ 施設でサービスを利用する場合の食費や高熱水費等は、全額自己負担となり施設ごとに設定される。ただし、所得の低い人は負担が軽減される。

○

○ これまでの精神通院医療と更生医療、育成医療の公費負担医療が一本化され、自立支援医療へと変更される。低所得者は2500円と5、000円の月額上限額がそれぞれ設定されており、住民税課税世帯で所得割が20万円未満の中間的な所得の世帯は、医療保険の自己負担額と同額を上限額としている。それ以外の一定所得者以上の対象となる世帯については、自立支援医療費支給の対象外となる。

○ 制度の周知徹底については、居宅サービスを利用しての障害者等に申請書や添付書類とあわせて説明書を事前に郵送している。その後、職員が各家庭を訪問し、申請漏れがないように努めている。

○ 新たに居宅サービスの申請を希望する方については、続けて広報で周知するとともに利用者本位の対応に心がけていきたい。

○ コンピュータでの1次判定後、特記事項や医師の意見書を基に市町村審査会で2次判定が行われる。この委員構成については、専門性・公平性・やさしさ等を備えた人をメンバーにしたいと考えており、必要に応じて、直接意見の表明の機会が持てるようにしていく。

○ 支給決定後、サービスの利用について、特に支援が必要な人は、サービス利用計画の作成やサービス利用の斡旋・調整を相談支援事業において市町村負担で実施していく。

○ 自立支援法は、利用料の1割負担やホテルコストの導入など障害者にとっては負担が増える認識している。

また、施設利用者の蓄えなども算定に含まれ、老後等を考えた蓄えにより恩恵を受けられない人が出る恐れがあるものの、その分を市が補填することはできず、今後は、現在市独自で行っている介護保険利用料に対する支援と同様な軽減策も必要と考えている。

地域生活支援事業は、内容が不明確であるので早急に内容を明らかにした上で、国が十分な予算措置を行い、利用者負担とならないよう努めたい。小規模作業所の運営については、情報を集め支援を行いたい。作業所も可能な事業に参入するなど、可能な限りの努力をすることが障害者福祉の充実につながることを認識しており、連携して取り組んでいく。

瀧澤 満 議員

- 1 市有財産の有効利用を図れ
○土地、建物、備品等分別に公表し、売却または利活用させてはどうか
- 2 市職員の地域のイベント等へのボランティア参加について
- 3 火災時の初期対応について
○消火栓の問題
○水道管の老朽化の問題

【答弁】

市有財産の有効利用

○土地については、現在、貸付件数32件、貸付以外の土地が35件あり、その中で売却可能と思われる土地については15件ある。建物については、現在貸付件数2件、貸付等利活用で

きる建物については3件となっている。備品関係については、庁内や各施設で再利用していくことになっており、例外的にまだ使えるもので、市で利用しない備品があれば、これを売却・利活用することはできると考えている。本市の遊休土地・施設等は他市に比べ多い方ではないが、基本的には売却できるものは売却して財源確保を図り、売却困難なものは、活用できるものは活用したいと考えている。今後、市有物件を総点検し、市民にわかりやすいように一覧表を作成し公表したい。城ノ峯は早期に売却したい。

市職員のボランティア参加

○これからのまちづくりは市民が主人公であり、市職員も一市民として地域のイベント等への積極的な参加が望まれている。市民の皆さんと交流することにより職員の資質が高められ、市役所が信頼されるものになると考えている。

火災時の初期対応

○窪津地区は、火災時には類焼が憂慮される地域となっているため、消防本部としても消防水利の施設整備を図ってきた。充足率は100%となっている。

○消防団員や婦人防火クラブの方が訓練できる環境づくりが行政の責務であるので、水道課とも連携をとり、消火栓を使用した訓練が十分できるような支援をしていきたい。

○消火栓を利用して訓練等をする、水圧が急激に変わることから、水道管に付着している水あかがたまっていくため、一時的に濁りが生じるが、水道管は全てビニール管に配管替えしている。

○火災には防火と初期消火が重要であり、先日、婦人防火クラブが設立され頼もしく思っている。消防団も日頃の訓練が大切であり、水道課と相談して活発に訓練をしてほしい。

西本 勝一 議員

- 1 土佐清水市の将来像について
(1) 財政運営の現状と今後の展望
○義務的経費と投資的経費の割合変化の変遷はどうか
○今後どのようにして、投資的経費、特に、市民生活擁護の予算を確保していくのか
○公共料金の市民負担を増加させることなく財政運営を考えるべきではないか
(2) 漁業経営を守るための積極的対策を
○漁業経営体の平均水揚げ額の状態はどうか
○漁業が衰退して土佐清水市の発展はあるのか
○資源増殖と市場価格増加に真剣に取り組むべき
○財政難が、施設整備にも悪影響を及ぼしているのではないか(中ノ浜漁港の整備状況についての考察と対策)

【答弁】

土佐清水市の将来像

○一般会計の当初予算における義務

的経費と投資的経費の変化については、平成13年度は、義務的経費約54%、うち人件費が約30%を占め、投資的経費は約15%となっている。平成16年度は、義務的経費は約50%、うち人件費が約26%を占め、投資的経費は約15%となっている。本市財政構造については、これまでの改革によつて、職員数の大幅な削減などによる人件費等の削減で、義務的経費の抑制を図ってきた。しかしながら、市税収入の低迷や地方交付税などの減少により、予算規模を大幅に縮小する中で、義務的経費が占める割合は、56%と高い値を示す一方、投資的経費は10%までに減少している。

○事業の選択に当たっては、予算策定過程における住民参加や住民が選択できるような予算制度の改革を行い、本市財政状況を市民と共有し、住民が納得できるような予算編成を調査検討することも、今後の課題の一つであると思っている。

○今後、本市財政状況について、分かりやすく市民に情報提供し、住民がどの程度のサービスを望んでおり、どの程度の負担であれば耐えられるのかなどについて、住民参加型の事業選択による予算編成について検討することも必要であり、そのための手法等について、調査研究を行っていきたい。

○第1次三位一体改革は、庁内の行政改革の推進などでクリアし、本市の身の丈にあった予算編成ができたと認識している。

○人件費は、この10年間で約10億円の削減となっているが、今後も行政改革を推進し、その成果を子育て支援や雇用の場の確保等に活用したいと考えている。

漁業振興対策

漁業センサスによると、本市の1経営体当たりの平均年間水揚げ高は、平成15年度693万円となっており、この10年間で、経営体数・水揚げ高ともに減少している。



ヒラメの稚魚の放流

- 市民が主人公、市民と協働の市政推進のためには、市民への説明は不可欠であり、今後、保育所・支所・特別擁護老人ホームなどのあり方を含め市民とともに方向性を見出した。
- 介護保険料は特別会計で運営しており、高齢者保健福祉計画等策定協議会で審査・決定しており、その都度の決定はやむを得ないと考えている。
- 廃棄物の処理は、四十十市にあるごみ処理施設で行っているが、ごみ袋代については、19年度からは他市並みの料金で提案したいと考えており、粗大ごみ回収費用の有料化も検討したい。
- その他については、基本的には現状維持の姿勢で取り組み、行政改革の成果を生活や福祉向上策に活用したい。

- また、漁協によると、年齢40歳から50歳で、漁船の規模が4トンから5トン程度の1人乗りの水揚げ高は、平成15年度上位で800万円、平均580万円程度であり、年ごとに減額傾向で推移している。
- 本市の漁業は、輸入水産物との競合による魚価の低迷や燃料の高騰などにより、年ごとに漁業経営が厳しくなるとともに、漁業者の高齢化と後継者不足等もあり、漁業の地盤沈下が進んでいる。
- このままの状態では、本市の伝説ある漁業は崩壊の危機にさらされることが予想され、市勢の発展にも大きな影響が出るものと判断している。漁業者・漁協等関係機関との連携をさらに強固にし、漁業の衰退に歯止めをかけなければならぬ。
- 資源の増殖については、これまでも人工魚礁の設置、種苗の放流などに努めてきているが、魚礁の設置は全国的に費用対効果が指摘され事業は縮小傾向にある。本市も県の継ぎ足し補助がなくなったこと等から、事業を調整せざるを得ない状況となつているが、県は、より費用対効果が高い大型浮魚礁及び中層型浮魚礁（黒潮牧場）の整備に引き続き努めている。
- 藻場の造成は、漁業資源ばかりではなく磯焼け現象対策としても必要であるので、今後、国の補助事業として採択されるよう関係機関と連携して、国・県に強く働きかけていきたい。
- 貝ノ川・下川口・三崎の3市場が統合され、現在水産物は清水に陸送されている。この市場統合により、一定魚価がアップしており、市場統合の効果はあったものと考えている。



中ノ浜漁港

- また、大型量販店・外食産業等の大口需要者との直接取引や、消費者と直接結びついた産地直販等、産地主導による販売・流通改革に取り組みが必要がある。
- 同時に、漁業者みずからが生産者としての責任において、水産物の鮮度保持に取り組むことが強く求められている。これらに対して、担当課としてどのような支援ができるのか早急に検討すべき時期であると認識している。
- 中ノ浜漁港は、改修事業としての整備は計画通り完了したが、荒天時特に近年市内全域に予想を上回る高波が打ち寄せるようになってきていることから、今後、状況によっては部分的に改良等が必要になることもあると思われるので、その時点で地元と十分協議していきたい。
- 本市は魚のまちであり、観光業者などと連携して漁業振興、漁業所得の向上のために、小規模の浮魚礁の設置や官学連携した藻場の造成など

橋本敏男議員

を国・県等に働きかけを行うとともに、市単独でもできることは総力を尽くしたい。
清水さばやメジカの安定供給・魚価対策には、漁民の協力による調整も必要であり、漁協の指導力も不可欠だ。冷凍冷蔵庫の増設への利子補給など漁協等と連携して漁獲をふやして良い値で売る取り組みを行いたい。

- 1 障害者自立支援制度について
○ 地域生活支援事業の実施について具体的に示せ
 - 2 介護保険制度について
○ 障害者自立支援制度で市の担う役割は
○ 障害者の就労支援についての認識を問う
 - 3 公有財産の管理と処分
○ 介護保険の行政対応は2課にまたがっているが、市民が混乱するのではないかと思われるので、介護保険を一つの窓口ですべて対応できるように配慮すべき
- 塩漬けの普通財産を処分して財源に充てよ

【答弁】

- 障害者自立支援制度
○ 地域包括支援センター設置につい

では、昨年9月1日に運営協議会を開催し、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託すること、5人体制で包括支援事業、新予防給付ケアマネジメントに取り組むことを了解いた、だいている。

地域支援事業では、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者を対象とする特定高齢者施策、全高齢者を対象とする一般高齢者施策、高齢者の総合的な相談・支援並びに本人・家族への支援を行う包括的支援・任意事業という、3つの事業を実施することになる。

障害者自立支援法は、市町村が主体となる。国の動向を見て市としても最大限の努力をしたい。

また、障害者にサービスの利用者負担が必要となるが、作業所等では働いても収入に結びつかないので、汗をかければ報われるよう市長会を通じて要請していく。一方、事業所においても新たな事業展開を積極的に行い、可能な事業に参入するなどの努力が障害者福祉の充実につながる。と認識しており、市としても実のあるような支援をしていきたい。

介護保険制度

第3期介護保険事業計画の策定に当たっては、今回の制度改正により介護予防事業を中心とした地域支援事業を新たに計画したほか、地域密着型サービスの計画は、地域密着型サービスとなる認知症高齢者の支援という観点を踏まえて、小規模多機能型居宅介護を1カ所、認知症対応型通所介護1カ所、認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)2カ所の増設を年次計画で整備する。新予防給付は、軽度者の状態の改善や悪化防止につながっていないとい

う問題から、今回の制度改正では、これまでの要支援者を対象とする「予防給付サービス」と、要介護1の方を対象とする「介護給付サービス」の一部を再編成し、「新予防給付」を創設した。

サービスの対象者は、介護認定のうえで、「要支援1」と「要支援2」という判定になる。

この新予防給付のケアマネジメントは地域包括支援センターで行うこととなっている。

地域包括支援センターについては、本来、市が行うべき事業を社協に委託したもので、最終的には市の責任であり、連携をとって事業推進を図っていく。

地域支援事業を介護保険から外すことは、市の持ち出しが大きく財政事情から困難だ。

介護保険に関して課の一本化については、当初は保険料の算定等とその他の事業で二つの課を窓口としていたが、その後、制度が改正され現在では、二課にまたがるものが多く混乱を来しているようなので、窓口の一本化を図りたい。

公有財産の管理と処分

一般の方が入居している教職員住宅については、教育委員会として入居を許可した責任はあることから、事前に十分入居者の意向の確認やそれに伴う法的あるいは道義的な対応を取りながら、一定期間猶予をもって退去していた。その際は、代替などの検討を含め所管課とも十分協議する中で整理を進め、教育財産本来の用途・目的を果たせるよう管理に努めていきたい。

行政財産と普通財産は使用目的が異なるので、行政財産としての役割

や当初の使用目的が達成できなくなつたものを管理する方法として、普通財産への所管替えを行うものと認識している。

移管に当たつてのマニュアルは特にないが、家屋にあつては老朽化等の建物の状態、土地にあつては隣接地との境界等、これまでの経過や現状を現地等で確認の上、普通財産として管理できる状態を確認するとともに、法的な問題もクリアの上、移管することが望ましいと思つているが、直ちに解決できない問題や、過去から継続している問題点(例えば土地の未登記問題)などについては、双方で十分対策を協議確認しておく必要があると考える。

今回の教員住宅の場合は、入居者がいる状態での移管であるので、一定入居者には、所管替えがされることとの説明を行い、新たな契約条件で行つていくことについては、事前に入居者には承諾を得ている。

公有財産については、基本的には

委員長の報告(要約)

経済建設常任委員会

「出資法の上限金利の引き下げ等、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情」であります。

その内容は、出資法の上限金利(年29・2%)を、少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げること。また、利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利(民事上無効)での貸し付けを助長し、多くの多重債務者を生み出している状況であ

り、貸金業規制法43条は撤廃すること。同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)については、厳格に要件を守らず違反行為が横行し、悪質取立ての温床にもなつていていることから、日賦貸金業者に認められている年54・75%という特例金利を直ちに廃止すること。また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、年54・75%という特例金利を直ちに廃止すること。以上の改正を要請する意見書提出を求めるものであります。慎重審議の結果、特に反対意見もなく、全会一致をもちまして採択いたしました。

土佐清水市監査委員

吉田大典 氏(元町)

選任について全会一致で同意されました。

3月31日をもって前監査委員 畠中守 氏

が退任いたしました。

5年間の任期中のご労苦とご努力に対しまして、感謝と敬意を申し上げます。

売却できるものは売却し、売却困難なものは活用方策を検討して財源確保を図りたい。



1月	16日	議会だより編集委員会
	19日	三原村議会との情報交換会
	20日	議会だより編集委員会、正副議長・委員長会
	25日	第28回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会（大洲市）
	27日	経済建設常任委員会
2月	2日	高知縣市議会議長会行政視察（岡山県玉野市・広島県竹原市）
	7日	議会運営委員会
	9日	全国市議会議長会第80回評議員会（東京都）
	14日	議会・執行部情報交換会
	15日	議会運営委員会
	16日	広域行政圏市議会協議会第37回総会（東京都）
	20日	教育民生常任委員会（管内視察）
	21日	教育民生常任委員会（管内視察）
	23日	広島県三原市議会行政視察来局
	27日	幡多三市議会議長臨時懇談会
28日	総務常任委員会	
3月	2日	経済建設常任委員会 幡多広域市町村圏事務組合議会定例会（四万十市） 高知西部環境施設組合議会定例会（四万十市）
	6日	議会運営委員会
	7日	3月定例会開会
	24日	3月定例会閉会

○市議会を傍聴してみませんか。

開催日程など詳細は、事前に議会事務局(TEL 8 2-1 1 1 2)までお問い合わせください。

○次回定例会の開会予定は6月中旬です。

日程が決まり次第、防災行政無線でお知らせいたします。

編集後記

若草の萌え立つ頃となりました。市民の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

3月定例会は、平成18年度の重要な当初議会であります。12人の登壇者で市政全般にかかわる重要な行政運営に対して、活発な質問戦が展開されました。特に、国の三位一体改革と厳しい行財政問題、少子化対策、低迷を続けている本市経済の活性化等、重要な政策課題についての論戦議会であり、今後、執行部と議会が英知を出し合って市政発展に努力を続けて参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回の議会だよりは、質問者の関係で字体が細くなりましたがご了承ください。

気候不順の折、市民のご健康をご祈念申し上げます。

編集委員長

土佐清水市議会だより編集委員会

岡 林 幹 造
 瀧 澤 満
 岡 林 喜 男
 永 野 修